

滋賀県人事行政の運営等の状況公告

滋賀県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年滋賀県条例第1号）第2条および第3条の規定に基づき任命権者および人事委員会から報告を受けたので、同条例第4条の規定により、人事行政の運営の状況の概要および人事委員会の業務の状況を公表する。

平成29年9月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

第1 人事行政の運営の状況の概要

1 採用、退職および昇任ならびに職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況等（職員数は、各年4月1日現在のものです。） (単位：人)

		職員数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成28年度	平成29年度		
一般行政部門		3,003	3,043	40	国民体育大会・全国障害者スポーツ大会開催準備、子ども家庭相談センター体制強化、公共事業対応、育児休業取得者の代替措置に伴う増等
教育部門		11,637	11,652	15	欠員補充に伴う教員の増等
警察部門		2,580	2,614	34	警察官の法定定数の増等
公営 企業 部門	病 院	1,109	1,101	△ 8	育児休業取得者の代替措置の解消に伴う減等
	水 道 そ の 他	146	146	0	
合 計		18,475	18,556	81	

(注1) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時的任用職員および非常勤職員を除きます。

(注2) 一般行政部門には、知事の事務局（公営企業部門を除く。）、議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

(2) 職員の採用・退職・再任用者数 (単位：人)

区分		任命権者の別 知事部局、議会事務局および行政委員会事務局	教育委員会		警察本部		企業庁	病院事業庁	合 計
			教育職	その他	警察官	その他			
採 用	平成28年4月1日	137	599	12	93	15	4	80	940
	平成28年4月2日	26	0	1	21	8	1	13	70
	平成29年3月31日								
	合 計	163	599	13	114	23	5	93	1,010
退 職	平成28年4月1日	20	18	1	35	1	0	24	99
	平成29年3月30日								
	平成29年3月31日	140	505	40	73	7	2	55	822
	内 定 年	101	327	27	58	4	2	10	529
	内 早期退職	11	112	10	3	2	0	5	143
	内 その他	28	66	3	12	1	0	40	150

合 計	160	523	41	108	8	2	79	921
再 任 用	157	204	82	15	3	7	6	474

(注) 再任用については、更新の者を含みます。

(3) 異動および昇任の状況

ア 知事部局、議事事務局および行政委員会事務局（平成29年4月定期人事異動）（単位：人）

	部長級	次長級	課長級・ 参事級	課長補佐級・ 主幹級	係長級・ 主査級	一般職員級	合 計
異動者数	13	33	223	383	334	351	1,337
うち昇任者数	5	21	68	83	56	—	233

(注) 病院の医師および看護師は含みません。

イ 教育部門（平成29年4月定期人事異動）（単位：人）

	校長級	教頭級	主幹教諭級	教諭級	実習助手等	合 計
異動者数	172	243	33	1,588	2	2,038
うち昇任者数	101	155	30	—	—	286

ウ 警察部門（平成29年3月定期人事異動）（単位：人）

	警視およびこれに 相当する職		警部および これに相当 する職	警部補およ びこれに相 当する職	巡査部長お よびこれに 相当する職	巡査および これに相当 する職	合 計
	部長・ 参事官級	課長・ 管理官級					
異動者数	22	90	173	261	229	186	961
うち昇任者数	10	15	32	59	65	—	181

2 人事評価の状況

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第23条の2では、職員の執務については定期的に人事評価を行うこととされており、各任命権者における取組は次のとおりです。

(1) 知事部局

組織の目標や使命の達成、職員の育成や能力開発、職場の活性化を図ることを目的として、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行う「能力発揮度評価」および職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行う「業績評価」による人事評価を実施しており、評価の結果は人材育成や給与等の人事管理の基礎として活用します。

(2) 教育委員会

組織の目標や使命の達成、職員の育成や能力開発、職場の活性化を図ることを目的として、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行う「能力発揮度評価」および職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行う「業績評価」による人事評価を実施しており、加えて県立学校の教員等においては「総合評価」による人事評価も実施し、評価の結果は人材育成や給与等の人事管理の基礎として活用します。

(3) 警察本部

組織の目標や使命の達成、職員の育成や能力開発、職場の活性化を図ることを目的として、地方警務官を除く職員を対象にその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行う「能力評価」および職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行う「業績評価」による人事評価を実施しており、評価の結果は任用や給与等の人事管理の基礎として活用します。

3 給与および休暇に関する状況

(1) 人件費の概要（平成28年度普通会計決算見込）

区 分	歳 出 額 A	人 件 費 B	人 件 費 率 (B/A)
28年度	503,907,807千円	169,978,582千円	33.7%

(注) 人件費は、職員の給料、諸手当のほか、共済費、災害補償費および特別職の給料・報酬等を含みます。

(2) 職員給与費（平成28年度普通会計決算見込）

区 分	職 員 数 (A)	給 与 費				1人当たり 給 与 費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	

標準的な職務内容 (代表的な職名)	部 長	部 次 長	本庁の課長	参 事 課 長 補 佐 (困難)	課 長 補 佐 主 幹 (困難)	主 幹 係 長 (困難)	係 長・ 主 査 主任主事・ 主任技師 (困難)
職 員 数	17 人	52 人	121 人	422 人	383 人	834 人	720 人
構 成 比	0.5%	1.5%	3.6%	12.5%	11.3%	24.6%	21.3%

区 分	2 級	1 級	計
標準的な職務内容 (代表的な職名)	主任主事・ 主任技師 主事・技師 (高度)	主 事 技 師	
職 員 数	520 人	319 人	3,388 人
構 成 比	15.3%	9.4%	100.0%

(注1) 滋賀県職員等の給与に関する条例(昭和32年滋賀県条例第27号)に基づく行政職給料表の級区分による職員数です。

(注2) 教育部門、警察部門に勤務する行政職給料表適用職員を含みます。

(注3) (困難)とは「困難な業務」を、(高度)とは「高度な知識経験を必要とする業務」を示します。

(6) 職員手当の種類および内容

職員には、給料のほかに手当が支給されます。

平成29年4月1日現在における主な手当の制度は、次のとおりです。

種 類	内 容	
毎月決ま って支 給され るもの	地域手当	給料、扶養手当および管理職手当の合計額に県内7.5%、東京都の特別区20%を乗じた額
	扶養手当	配偶者11,000円、子各7,300円、父母等各6,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に対し、各5,000円加算
	住居手当	月額9,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、100円から30,000円まで
	通勤手当	[交通機関等利用者] 運賃等相当額を支給(6箇月の定期券を基礎とする額により支給) [交通用具使用者] 自動車・バイク等の別および通勤距離に応じて2,500円から32,800円まで 駐車場利用料金の2分の1の額(上限3,500円)
その 他	管理職手当、初任給調整手当、単身赴任手当等	
勤務した実績に応じて支給さ	特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康または困難な勤務についたときに支給される手当(53種) (全職員に占める手当支給職員の割合 31.9%、支給対象職員1人当たりの平均支給月額15,240円(平成28年度実績)) [支給額の多い手当] 教員特殊業務手当、犯罪予防および捜査ならびに被疑者逮捕作業の手当、教育業務連絡指導手当 [多くの職員に支給されている手当] 教員特殊業務手当、教育業務連絡指導手当、犯罪予防および捜査ならびに被疑者逮捕作業の手当
	時間外勤務手当	職員1人当たりの平均支給月額 48,807円(平成28年度実績。一般行政・警察を含む。)

れるもの	その他	宿日直手当等				
	期末・勤勉手当	民間のボーナス、賞与等に相当する手当として、年間4.3月分を2回に分けて支給				
その他	退職手当	区 分	勤続年数			最高限度
			20年	25年	35年	
		自 己 都 合	20.445月分	29.145月分	41.325月分	49.59月分
		定 年 ・ 勸 奨	25.55625月分	34.5825月分	49.59月分	49.59月分
		その他の加算措置	早期退職特例措置 2%～45%加算			
(注) 平成28年度の1人当たり平均支給額は、定年・勸奨の場合で2,309万円、自己都合などの場合で542万円です。						

(注) 退職手当については、平成28年度末退職者にかかる月数です。

(7) 年次有給休暇の使用状況(平成28年1月1日～平成28年12月31日)

任命権者の別	(a) 総付与日数	(b) 総取得日数	(c) 対象職員数	(b)／(c) 平均取得日数	(b)／(a) 取得率
知 事 部 局	112,065.2日	31,876.1日	2,859人	11.1日	28.4%
教 育 委 員 会	451,641.5日	118,877.5日	11,358人	10.5日	26.3%
警 察 本 部	93,409.7日	24,897.3日	2,357人	10.6日	26.7%
議会事務局およびその他の行政委員会事務局	1,959.9日	512.1日	50人	10.2日	26.1%
企 業 庁	2,532.0日	833.6日	67人	12.4日	32.9%
病 院 事 業 庁	39,152.2日	10,206.0日	1,033人	9.9日	26.1%

(注) 知事部局には、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

(8) 育児休業、部分休業および育児短時間勤務の取得状況(平成28年度)

(単位：人)

任命権者の別	平成28年度中の育児休業状況 (全職員)						平成28年度中に新たに育児休業が取得 可能となった職員の育児休業状況							
	育児休業 取得者数		部分休業 取得者数		育児短時間 勤務者数		育児休業 対象者数		育児休業 取得者数		部分休業 取得者数		育児短時間 勤務者数	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
知 事 部 局	11	74	1	30	0	5	71	26	8	26	0	0	0	0
教 育 委 員 会	13	688	1	25	0	1	229	340	10	319	0	21	0	0
警 察 本 部	1	56	0	3	0	4	135	24	1	23	0	3	0	3
議会およびその他の行政委員会事務局	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企 業 庁	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
病 院 事 業 庁	1	91	0	57	0	16	18	37	1	37	0	0	0	0

(注) 知事部局には、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

(9) 修学部分休業、自己啓発休業および配偶者同行休業の取得状況(平成28年度)

(単位：人)

任命権者の別	修学部分休業	自己啓発休業	配偶者同行休業
知 事 部 局	0	0	0
教 育 委 員 会	0	5	6
警 察 本 部	0	0	0

議会事務局およびその他の行政委員会事務局	0	0	0
企業庁	0	0	0
病院事業庁	0	0	0
合計	0	5	6

(注) 知事部局には、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

4 分限および懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況（平成 28 年度）

ア 職員の意に反する降任・免職の状況

(単位：人)

任命権者の別	勤務実績がよくない場合		心身の故障のため職務遂行に支障がある場合		職に必要な適格性を欠く場合		廃職または過員を生じた場合		計
	降任	免職	降任	免職	降任	免職	降任	免職	
知事部局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議会事務局およびその他の行政委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
病院事業庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 知事部局には、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

イ 休職処分の状況

(単位：人)

任命権者の別	心身の故障のため、長期の休養を要する場合	刑事事件に関し起訴された場合	学術に関する研究等に従事する場合	災害等により行方不明になった場合
知事部局	23	0	0	0
教育委員会	91	0	0	0
警察本部	7	0	0	0
議会事務局およびその他の行政委員会事務局	0	0	0	0
企業庁	0	0	0	0
病院事業庁	24	0	1	0
合計	145	0	1	0

(注) 知事部局には、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

(2) 懲戒処分の状況（平成 28 年度）

(単位：人)

任命権者の別	免職	停職	減給	戒告
知事部局	0	2	2	0
教育委員会	3	1	0	0
警察本部	0	1	5	0
議会事務局およびその他の行政委員会事務局	0	0	0	0
企業庁	0	0	0	0
病院事業庁	0	0	0	0
合計	3	4	7	0

(注) 知事部局には、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

5 退職管理の状況

(1) 再就職情報の届出

滋賀県再就職者による依頼等の規制等に関する条例(平成28年滋賀県条例第17号)第3条の規定に基づき、平成28年4月1日から、職員であった者で、管理または監督の地位にある職員の職(部長級、次長級および課長級の職等)に就いていたものは、離職後2年の間に営利企業等に再就職した場合には、再就職後速やかに、離職時の任命権者に再就職情報(再就職日、再就職先、再就職先における地位等)を届け出ることとしています。

平成28年8月1日から平成29年7月31日までの間に、県に対し再就職情報の届出があった件数は、次表のとおりです。

(単位：件)

任命権者の別	知事部局、議会議務局および行政委員会事務局	教育委員会	警察本部	企業庁	病院事業庁	合計
届出件数	31	10	9	0	4	54

(注1) 知事部局には、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

(注2) 次の場合は再就職情報の届出の必要はありません。

- ・ 日雇いの場合
- ・ 国、国際機関、地方公共団体、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人または特定地方独立行政法人の職員として採用された場合
- ・ 営利企業以外の法人その他の団体に就職した場合にあっては、再就職先での年間の報酬額が103万円以下の場合

(注3) 届出を受けた事項の詳細については、取りまとめの上、毎年度公表しています。

県ホームページ <http://www.pref.shiga.lg.jp/b/jinji/taisuyokukanri/top.html>

6 人材育成に関する状況

(1) 人材育成の基本方針(知事部局)

人こそが最大の経営資源であるとの認識のもと、平成28年度に改定した人材育成基本方針において、目指す職員像を「チャレンジ精神を持ち、県民とともに、滋賀の未来を切り拓く行政のプロフェッショナル」と定めている。

その実現に向けて、職員一人ひとりの能力を高めるとともに、県庁力の最大化を図るため、職員の意欲と能力の向上に資する取組やそれらが最大限に発揮できる職場環境づくりなど、総合的な取組を進めている。

(2) 主な研修の実績等(平成28年度)

ア 知事部局

(7) 研修機関による研修

名称	目的および概要	参加者数
ステップアップ研修	職階に応じた、職員としての基本的資質や能力・知識の習得を図る。	701人
選択型研修	個々の職員が必要な能力に応じた研修を選択し、能力の強化や弱点の補強等を図る。	753人
職場支援研修	各職場の業務運営が円滑に遂行されるよう共通する課題の解決を図る。(女性職員リーダー交流研修、ブラザー・シスター研修、育児休業者職場復帰研修、評価者研修等)	1,741人
指導者養成研修	政策研修センター研修における内部講師および職場の研修リーダーとなる「研修指導者」の養成を図る。(人権研修指導者養成研修、接遇指導者養成研究会)	25人

(4) 外部機関への派遣その他の研修

名称	目的および概要	参加者数
職員派遣研修	専門知識の習得および政策形成能力の向上を図るとともに、県政運営に役立てるため、国、他府県、市町、自治大学校等の県以外の組織に職員を一定期間派遣した。	20人

イ 教育部門

(7) 研修機関による研修

名 称	目的および概要	参加者数
ステージ研修	経験年数に応じて、必要な基本的知識、専門的技術を養い、新しい時代のニーズに対応できる教職員としての資質能力の向上を図る。	13,326人
マネジメント研修	管理職や学校組織の中核となる教員としての見識を高め、学校経営能力の向上を図る。	596人
職務研修	職務に応じた基本的知識、技能等を養い、専門職としての指導力の向上を図る。	1,952人

(i) 外部機関への派遣その他の研修

名 称	目的および概要	参加者数
中央研修講座派遣	校長、中堅職員等の学校管理・運営、学習指導等の諸問題に関する識見を高め、指導能力の向上を図るため、独立行政法人教員研修センター主催の教職員中央研修講座に派遣した。	40人
短期海外派遣研修	次代を担う青少年を育成する教員に諸外国の教育文化および社会等の実状を視察させ、国際的視野に立った識見を高め、国際理解教育の中核となる教員を養成するため、教員研修センター主催の教職員海外派遣研修に派遣した。	31人
民間等派遣研修	現職教員に学校と異なる組織で自らの教育観・指導観を見つめ直させ、教育現場において活用すべき点を吸収させ、教員の資質・指導力を向上させ、併せて教育そのものの活性化を図るため教員を民間企業等へ派遣した。	17人

ウ 警察部門

(7) 研修機関による研修

名 称	目的および概要	参加者数
採用時教養	採用者に対し、基本的教養を実施し、警察官または一般職員としての資質の育成を図る。(初任科教養、初任補修科教養、一般職員初任科教養等)	197人
昇任時教養	昇任者に対し、幹部としての意識付けおよび職責を果たす上で必要不可欠な知識・技能等の修得を図る。(警部補任用科教養、巡査部長任用科教養等)	11人
部門別教養	各部門担当者に対し、担当する部門に必要な専門的知識・技能等の修得を図る。(部門別任用科教養、専科教養等)	408人

(i) 外部機関への派遣その他の研修

名 称	目的および概要	参加者数
昇任時教養	昇任者に対し、幹部としての意識付けおよび職責を果たす上で必要不可欠な知識・技能等の修得を図るため、近畿管区警察学校および警察大学校における教養を受けさせた。(警部任用科教養、警部補任用科教養、巡査部長任用科教養等)	122人
部門別教養	各部門担当者に対し、担当する部門に必要な専門的知識・技能等の修得を図るため、近畿管区警察学校および警察大学校における教養を受けさせた。(管区専科教養、警察大学校専科教養等)	133人
語学研修	捜査等に必要各言語についての知識・技能の修得を図るため、国際捜査研修所における研修を受けさせた。	1人

7 福利厚生に関する状況

(1) 職員の健康管理に関する主要事業の実施状況 (平成28年度)

名 称	対 象 者	受 診 者 数 (人)		
		知事部局 企業庁 病院事業庁 行政委員会事務局 (教育委員会事務局を除く。)	教育部門 (教育委員会事務局を含む。)	警察部門
雇入時健康診断	新規採用者(採用内定者)	203	490	115
定期健康診断	全職員	5,200	5,069	2,518

生活習慣病健診	年齢・性別等により定める職員等	2,490	—	3,870
その他の健康診断	特定の業務に従事する職員	2,759	588	1,341

(注) 教育部門の定期健康診断、生活習慣病健診、その他の健康診断には、市町立学校の職員の受診者数を含みません。

(2) 職員の福利厚生事業の実施状況

職員の福利厚生事業については、地方公務員法第42条に基づいて実施しています。

知事部局においては、滋賀県職員互助会に関する条例（昭和31年滋賀県条例第34号）に基づき、一般財団法人滋賀県職員互助会が福利厚生事業を行っており、教育委員会および警察本部においても、同様に、一般財団法人滋賀県教職員互助会および一般財団法人滋賀県警察職員互助会が福利厚生事業を行っています。

各互助会は、会員の掛金その他の収入をもって、福利厚生事業を実施しており、その運営状況は、県のホームページで公表しています。

項目	互助会	職員互助会	教職員互助会	警察職員互助会
	会員数（人）平成28年4月1日現在		4,918	11,416
平成29年4月1日現在		4,973	11,434	2,673
掛金額（千円）	平成28年度	132,071	407,398	78,751
	平成29年度	133,680	408,204	78,553
補助金の額（千円）	平成28年度	0	0	0
	平成29年度	0	0	0

(3) 公務災害および通勤災害の認定件数（平成28年度）

任命権者の別	公務災害	通勤災害	計
知事部局	12	4	16
教育委員会	76	1	77
警察本部	37	2	39
議会事務局およびその他の行政委員会事務局	0	0	0
企業庁	0	0	0
病院事業庁	4	2	6
合計	129	9	138

第2 平成28年度 人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験および選考の状況

地方公務員法および職員の任用に関する規則（昭和30年滋賀県人事委員会規則第2号）の規定に基づき、平成28年度に実施した競争試験および選考試験の状況は、次のとおりです。

なお、病院事業庁の医師、看護師等の選考による採用の権限を、平成18年11月2日から病院事業庁長に委任しています。

(1) 競争試験

ア 上級試験

区分	採用予定人員	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 口述対象 人	1次試験 合格者数 人	最終 合格者数 人	最終 競争率 倍	採用者数 人
行政	62人程度	(185) 737	(147) 543	73.7	(68) 312	(26) 124	(24) 76	7.1	(22) 64
警察事務	8人程度	(49) 91	(41) 68	74.7	(21) 41	(9) 16	(6) 10	6.8	(5) 7
環境行政	2人程度	(2) 19	(1) 11	57.9	(1) 8	(0) 4	(0) 2	5.5	(0) 2

化 学	1人程度	(3) 32	(3) 23	71.9	(1) 6	(0) 3	(0) 1	23.0	(0) 1
農 業	8人程度	(16) 47	(13) 33	70.2	(11) 31	(5) 16	(3) 9	3.7	(3) 8
林 業	5人程度	(4) 19	(1) 15	78.9	(1) 14	(1) 10	(1) 6	2.5	(1) 5
水 産	1人程度	(2) 11	(2) 5	45.5	(2) 5	(1) 3	(0) 2	2.5	(0) 2
建 築	3人程度	(4) 19	(3) 13	68.4	(3) 10	(3) 5	(2) 3	4.3	(2) 3
電 気 (電気工学)	1人程度	(0) 9	(0) 8	88.9	(0) 5	(0) 3	(0) 1	8.0	(0) 1
機 械	1人程度	(2) 6	(0) 3	50.0	(0) 1	(0) 1	(0) 1	3.0	(0) 0
総合土木	22人程度	(3) 49	(1) 38	77.6	(1) 30	(1) 20	(1) 16	2.4	(1) 16
計		(270) 1,039	(212) 760	73.1	(109) 463	(46) 205	(37) 127	6.0	(34) 109

(注) () は、女性の数を内数で示します(以下同じ。)

イ 上級試験－特別募集－

区 分	採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受 験 率 %	1次試験 口述対象 人	1次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最 終 競 争 率 倍	採用者数 人
行 政	5人程度	(76) 276	(51) 178	64.5	—	(13) 38	(7) 14	12.7	(7) 13
機 械	1人程度	(0) 11	(0) 8	72.7	—	(0) 5	(0) 3	2.7	(0) 2
土 木	6人程度	(4) 49	(3) 34	69.4	—	(3) 23	(1) 9	3.8	(1) 9
計		(80) 336	(54) 220	65.5	—	(16) 66	(8) 26	8.5	(8) 24

ウ 初級試験

区 分	採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受 験 率 %	1次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最 終 競 争 率 倍	採用者数 人
一般事務	4人程度	(10) 43	(9) 37	86.0	(5) 21	(2) 5	7.4	(2) 5
警察事務	4人程度	(19) 25	(19) 24	96.0	(12) 16	(4) 7	3.4	(4) 6
計		(29) 68	(28) 61	89.7	(17) 37	(6) 12	5.1	(6) 11

エ 小・中学校事務職員採用試験

区 分	採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受 験 率 %	1次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最 終 競 争 率 倍	採用者数 人
小・中学校 事務職員	13人程度	(27) 56	(23) 49	87.5	(13) 26	(7) 14	3.5	(7) 13

オ 警察官（男性）採用試験

区 分	採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受 験 率 %	1次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最 終 競 争 率 倍	採用者数 人	
県内	A (第一回)	56人程度	516	366	70.9	275	73	5.0	56
	A (第二回)	13人程度	179	104	58.1	69	13	8.0	12
	B	20人程度	112	92	82.1	84	22	4.2	21
計		807	562	69.6	428	108	5.2	89	
県外	A	若干人	—	21	—	16	3	7.0	1
	B	若干人	—	41	—	35	6	6.8	5
計		—	62	—	51	9	6.9	6	

カ 警察官（女性）採用試験

区 分	採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受 験 率 %	1次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最 終 競 争 率 倍	採用者数 人
A（第一回）	9人程度	151	85	56.3	57	11	7.7	8
A（第二回）	3人程度	57	33	57.9	16	4	8.3	4
B	5人程度	52	43	82.7	27	6	7.2	6
計		260	161	61.9	100	21	7.7	18

キ 身体障害者を対象とした職員採用試験

試験区分	採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	受験率 %	合格者数 人	競争率 倍	採用者数 人
一般事務	2人程度	(3) 7	(3) 7	100.0	(1) 2	3.5	(1) 2
警察事務	1人程度	(1) 2	(1) 2	100.0	(0) 0	—	(0) 0
小・中学校事務	2人程度	(1) 3	(1) 3	100.0	(0) 1	3.0	(0) 1

(注) 申込者数、受験者数、合格者数、採用者数には第2志望、第3志望で当該試験区分を志望している者を含みます。

(2) 採用選考

ア 採用選考

(単位：人)

一 般 職 員					
部 局	知 事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	そ の 他	計
職					
部長およびその相当職	2	—	—	—	2

警 察 官	
職	
警 視	6

次長およびその相当職	—	—	—	—	—
課長およびその相当職	6	2	—	—	8
課長補佐およびその相当職	7	3	—	—	10
係長およびその相当職	15	10	2	—	27
主事、技師およびその相当職	98	23	14	2	137
技能労務職	—	—	—	—	—
計	128	38	16	2	① 184

警 部	5
警 部 補	—
巡査部長	2
巡 査	4
計	② 17
合計 (①+②)	201

(注) 併任、任命換えを含み、任命権者に委任しているものを除きます。

イ 上記のうち選考採用職種にかかる選考の状況

(単位：人)

職 種	選考人員	合格者数	職 種	選考人員	合格者数
児童指導員	7	6	獣医師	5	5
児童福祉司	4	4	管理栄養士	1	1
保育士	1	1	歯科衛生士	2	2
自立支援員	3	3	保健師	8	8
生活支援員	1	1	文化財保護技術者	3	3
判定員	3	3	司書	5	5
職業訓練指導員	1	1	犯罪被害者カウンセラー	1	1
企業庁水道技術者	2	2	育休代替任期付職員（警察事務）	13	13
学芸員	2	2	育休代替任期付職員（一般事務）	15	15
学芸技師	2	2			
化学	1	1	計	80	79

(注) 職員の任用に関する規則第7条第1号に掲げる職（係長およびこれに相当する職以上の職をいう。）に任用した者を含みます。

ウ 任命権者委任分

(単位：人)

職 種	選考人員	合格者数	職 種	選考人員	合格者数
医師	19	19	看護師	86	46
薬剤師	4	2	医療ソーシャルワーカー	5	1
作業療法士	7	4	医療事務	9	0
介護福祉士	3	1	臨床検査技師	3	1
心理判定員	12	1			
診療放射線技師	10	1	計	158	76

(注) 職員の任用に関する規則第40条の規定に基づき病院事業庁長へ選考の権限を委任したものです。

(3) 昇任選考

(単位：人)

一 般 職 員					
部 局	知 事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	そ の 他	計
職					

警 察 官	
職	

部長およびその相当職	3	—	—	2	5
次長およびその相当職	19	1	—	1	21
課長およびその相当職	59	2	3	9	73
課長補佐およびその相当職	73	3	6	22	104
係長およびその相当職	51	4	10	23	88
計	205	10	19	57	① 291

警 視	15
警 部	—
警 部 補	—
巡查部長	—
計	② 15
合計 (①+②)	306

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告および勧告の状況

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員および民間企業従事者の給与の実態等を調査し、これらの調査結果や国家公務員の給与改定の動向等を考慮して、平成 28 年 10 月 17 日に県議会および知事に対して、次のとおり報告および勧告を行いました。

(1) 公民較差（新規採用者を除く。）

ア 公民較差

0.26% 1,037 円

(参考) 人事院勧告 官民較差 0.17% 708 円

イ 改定

0.26% 1,025 円（内訳：給料 445 円、地域手当 547 円、はね返し分(注) 33 円)

注 給料月額を算定の基礎としている諸手当の額が増加することによる分

(参考) 改定前 平均給与月額 392,111 円 平均年間給与 6,416,000 円

改定後 平均給与月額 393,136 円 平均年間給与 6,473,000 円

(行政職、平均年齢 43.5 歳)

(2) 民間給与との較差に基づく給与改定

ア 給料表 国に準じて引上げ改定

イ 地域手当 支給割合を引上げ

県内：7.15%→7.3% 東京都特別区：19.15%→19.5%

ウ 初任給調整手当 国に準じて医師および歯科医師の手当額を引上げ

エ 期末・勤勉手当 民間の支給割合に見合うよう引上げ

年間支給月数 4.20 月分→4.30 月分

オ 実施時期 ア、イ、ウについては平成 28 年 4 月 1 日、エについては同年 12 月 1 日

(3) 給与制度の総合的見直しに係る給与改定

ア 地域手当の見直し 支給割合を引上げ

県内：7.3%→7.5% 東京都特別区：19.5%→20%

イ 配偶者に係る扶養手当の見直し

(ア) 国の見直し内容を基本に配偶者に係る扶養手当の見直しを実施

(イ) 配偶者に係る手当額を他の扶養親族と同額まで引下げ、それにより生ずる原資を基本に子に係る手当額を引上げ

配偶者：現行 13,000 円を 6,500 円まで段階的に引下げ

子：現行 6,500 円を 10,000 円を超えない範囲内で段階的に引上げ

(ウ) 本庁部長級の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を支給とし、本庁次長級の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を 3,500 円支給

(エ) 配偶者に係る手当額の減額は、受給者への影響を一層少なくする観点から、国よりも段階的に実施し、それにより生ずる原資を基本に子に係る手当額を段階的に引上げ

ウ 実施時期 平成 29 年 4 月 1 日。ただし、イについては同日から段階実施

(4) その他

ア 能力および実績に基づく人事管理

人事評価制度の実施状況を把握し、工夫や改善の余地がないか検証するとともに、人事評価の納得性を高めながら運用していくことが必要

イ 時間外勤務の縮減

取組の実効性をより高めるため、幹部職員の強いリーダーシップのもと、組織を挙げて取り組むとともに、引き続き、計画的かつ効率的な業務の運営と、スクラップアンドビルドなど事務事業の見直しを進め、業務量と人員配置のバランスのとれた勤務環境の確保に努めることが必要

ウ メンタルヘルス対策の充実

新たに実施されている労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度も有効に活用しながら、メンタルヘルス対策の更なる充実・強化を図ることが必要

エ ハラスメントの防止

- (ア) ハラスメントのない良好な職場環境づくりに一層努めることが必要
- (イ) いわゆるマタハラ等について、国の動向等に留意し、適切に防止策を講じていくことが必要

オ ワーク・ライフ・バランスの推進

- (ア) 職員の意欲・士気や公務能率の向上、有為の人材の確保のため、引き続きワーク・ライフ・バランスの推進に努めることが必要
- (イ) 今後の関係法令の改正の動向を注視し、介護休暇の分割や育児休業等に係る子の範囲の拡大等の仕事と育児や介護の両立支援制度を適切に整備するとともに、制度を利用しやすい職場環境づくりに努めることが必要

カ 男女共同参画、女性職員の活躍推進

仕事と家庭を両立しながらキャリアの形成を図る働き方の確立、管理職に必要な能力養成や不安の解消、性別役割分担意識の解消など、女性職員も男性職員も共にいきいきと活躍できる職場を目指し、着実に取組を進めることが必要

キ 高齢期の雇用問題

- (ア) 引き続き再任用制度の円滑な運用に努めるとともに、再任用職員の意欲や能力・適性等を的確に把握し、定年前に培った能力や経験をさらに本格的に活用していくことが重要
- (イ) 再任用職員の給与の在り方について、引き続き国の動向を注視していくことが必要

ク 臨時職員の勤務条件

引き続き臨時職員の適正な勤務条件の確保に努め、人材の確保や円滑な公務運営につなげていくことが重要

3 勤務条件に関する措置の要求および不利益処分に関する審査請求の状況

平成 28 年度における勤務条件に関する措置の要求および不利益処分に関する審査請求の状況は、次のとおりです（件数には、地方公務員法第 7 条第 4 項の規定に基づく、一部事務組合の公平委員会の事務の受託にかかるものを含まず。）。

(1) 措置の要求

区 分	平成 27 年度末 係 属 件 数	平 成 28 年 度			平成 28 年度末 係 属 件 数
		要求等件数	審理等回数	終結件数	
任 用	0 件	1 件	4 回	1 件	0 件

(2) 審査請求

区 分	平成 27 年度末 係 属 件 数	平 成 28 年 度			平成 28 年度末 係 属 件 数
		請求等件数	審理等回数	終結件数	
懲 戒 処 分	2 件	2 件	23 回	2 件	2 件
分 限 処 分	0 件	0 件	0 回	0 件	0 件
そ の 他	0 件	0 件	0 回	0 件	0 件